

塩谷町告示第 40 号

平成 5 年の冷害等による被災納税者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

塩谷町長 見形 和久

平成5年の冷害等による被災納税者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例

令和6年3月22日

条例第11号

平成5年の冷害等による被災納税者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例(平成5年塩谷町条例第14号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年3月31日から施行する。